

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている(58件) <input type="checkbox"/> 行っていない	<input type="checkbox"/> 移転を行っている(1件)
提供先58	個人住民税の特別徴収義務者	
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第19条第1号	
②提供先における用途	個人住民税の特別徴収に関する事務	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[3] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の特別徴収の対象となる者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他( eLTAX )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 給与所得者に係るもの 年1回(5月:当初課税分) 月2回(更正分) 2 年金受給者に係るもの 年1回(7月:当初課税分) 隔月(更正分)	

### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

329. 税額変更等依頼区分、330. 税額変更等依頼処理日、331. 税額変更等依頼処理結果区分、332. 税額変更等依頼結果受入処理日、333. 停止年月、334. 年金額、335. 個人番号確認区分、336. 給与支払者番号、337. 住基CS問い合わせ区分